

議案第136号

上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について

上越市安塚雪だるま高原条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市安塚雪だるま高原条例の一部を改正する条例

上越市安塚雪だるま高原条例（平成16年上越市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 芝生広場

第9条各号を次のように改める。

(1) キューピットバレイスキーアー場 次のとおりとする。

ア キューピットビレッジ 午前10時から午後3時まで。ただし、宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から翌日午前10時までとする。

イ センターハウス 12月1日から翌年3月31日（以下「冬期営業期間」という。）までの間にあっては午前7時30分から午後10時まで、冬期営業期間以外の期間にあっては午前8時30分から午後5時まで。ただし、キューピットビレッジ、棚田動植物公園のキャンプ場又はゆきだるま温泉久比岐野の宿泊利用をする者の利用にあっては午前7時30分から午後10時までとする。

ウ プラザ2及びプラザ3 午前8時30分から午後5時まで

エ ゴンドラ及びふれあい昆虫館 午前9時から午後4時まで

オ リフト 午前8時30分から午後8時30分まで

カ ゲレンデ 午前8時30分から午後9時まで

キ 芝生広場 午前8時30分から午後5時まで

(2) 棚田動植物公園 次のとおりとする。

ア 体験農園及び植物園 日の出から日没まで

イ キャンプ場 次のとおりとする。

(ア) 宿泊利用 午後1時から翌日午前10時まで

(イ) 日帰り利用 午前10時から午後5時まで

(3) ゆきだるま温泉久比岐野 次のとおりとする。

ア 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで

イ 日帰り利用 次のとおりとする。

(7) 4月1日から10月31日まで 午後2時から午後7時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午後0時から午後6時までとする。

(8) 11月1日から翌年3月31日まで 午後0時から午後6時まで

第10条を次のように改める。

(休場日)

第10条 安塚雪だるま高原の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) キューピッドバレイスキー場 次のとおりとする。

ア キューピットビレッジ及びセンターハウス 冬期営業期間以外の期間の月曜日から木曜日まで

イ 芝生広場 冬期営業期間以外の期間の月曜日から木曜日まで及び冬期営業期間

ウ その他の施設 冬期営業期間以外の期間

(2) 棚田動植物公園 冬期営業期間

(3) ゆきだるま温泉久比岐野 月曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日

第12条第2項中「及びプラザ3」を「、プラザ3及び芝生広場」に改め、同条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第15条の見出しを「（利用料金等）」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定管理者は、利用者の利便に資するため、市長の承認を得てリフトの1日券等を発行することができる。

4 前項の1日券等の料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第15条関係）

施設の名称	区分		単位	上限額	摘要
キューピットバレイスキー場	キューピットビレッジ	宿泊利用 （6人用）	1室1泊	99,000円	・飲食料金を除く。
	センターハウス	日帰り利用	1室1時間	3,700円	
		食堂	1回	104,770円	・占用利用する場合に限る。
	ホール			52,390円	

	休憩室		52,390円		
	プラザ2		52,390円		
	プラザ3		52,390円		
ゴンドラ		1人1回	2,100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>未就学児は、無料とする。</li> <li>ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。</li> </ul>	
			1,300円		
芝生広場		5時間まで	30,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>占用利用する場合に限る。</li> </ul>	
		5時間を超え8時間 30分まで	50,000円		
		1人	320円		
棚田動植物公園	キャンプ場	宿泊利用	1区画1泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャンプ場の火炊き場及び炊事場の利用料金を含む。</li> </ul>	
		日帰り利用	1区画1時間		
ゆきだるま温泉久比岐野		宿泊利用	1人1泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食料金を除く。</li> </ul>	
		日帰り利用	1室1時間		
		中学生以上	1人1回		
		小学生			
		未就学児			

## 備考

- 1 営利又は営業上の目的でセンターハウス、プラザ2、プラザ3及び芝生広場を利用する場合の上限額は、定額の200パーセントの額とする。
- 2 この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第2（第15条関係）

施設の名称	区分	単位	上限額	摘要
キューピット バレイスキーカー場	リフト	5時間券	6,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>未就学児は、無料とする。</li> <li>ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。</li> <li>5時間券は、発売当日の</li> </ul>
		1日券	7,800円	
		シーズン券	78,000円	

	午後券	午後 0 時 から午後 4 時まで	5, 200 円	開設時間のうち連続した 5 時間の範囲内で使用す ることができる。
	ナイター 券	午後 4 時 から午後 8 時まで	3, 000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 日券は、発売当日の開 設時間内において使用す ることができる。</li> <li>・ シーズン券の有効期間 は、冬期営業期間のうち 指定管理者が市長の承認 を得て定める期間とす る。</li> </ul>

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市安塚雪だるま高原条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用につ  
いて適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。